

「保険薬局を活用した服薬適正化事業」に係る質問及び回答

愛知県保健医療局健康医務部
国民健康保険課国保運営グループ

No.	質問にかかる仕様書等の項目 ・ページ等	質問内容	回答
1	<p>【仕様書】 4 委託者からの提供データ及び提供時期</p>	<p>「前年度事業で実施した案内文書送付対象者及び保険薬局への相談実施者のリスト」の具体的なデータ内容（カラム等）をご教示ください</p>	<p>提供するデータは、仕様書の「4 委託者からの提供データ及び提供時期」に記載のとおりです。</p>
2	<p>【企画提案募集要領】 4 委託者からの提供データ及び提供時期</p>	<p>「令和9年1月末頃」提供データについて、提供いただけるレセプトデータは市町村国保分のデータのみという認識でよろしいでしょうか。またその場合、服薬通知事業の対象は市町村国保のみという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
3	<p>【仕様書】 5 事業内容（1）ア前年度事業の効果検証</p>	<p>当該業務の報告時期に目安はありますでしょうか。</p>	<p>委託期間内（令和9年3月31日まで）に報告してください。</p>
4	<p>【仕様書】 5 事業内容（1）ウ 対象者候補の抽出及び対象者候補リストの作成</p>	<p>「内服に該当する外用」の具体的な定義について、具体例をご教示ください。</p>	<p>吸入薬等が該当します。</p>
5	<p>【仕様書】 5 事業内容（1）カ（イ）通知対象となった要因と抽出対象期間における全て服薬情報</p>	<p>服薬情報が多く紙面内の記載が難しい場合、記載情報を一部抜粋するなどの対応をとることは可能でしょうか。</p>	<p>服薬情報を通知することそのものも意義をもつため、一部抜粋は不可とします。</p>

「保険薬局を活用した服薬適正化事業」に係る質問及び回答

愛知県保健医療局健康医務部
国民健康保険課国保運営グループ

No.	質問にかかる仕様書等の項目 ・ページ等	質問内容	回答
6	【仕様書】 5 事業内容 (1) キ (イ) 業務スケジュール	「なお、対象者への問合せについてはコールセンター設置期間外であっても対応できるよう、委託者と協議の上、対応体制を整備すること。」とありますが、「対象者への問合せ」ではなく「対象者からの問合せ」ということでしょうか。また、設置期間外に具体的に想定される対応はどのようなものがございませうでしょうか。	御指摘の内容については「対象者への問合せ」ではなく「対象者からの問合せ」ですので、仕様書を修正させていただきました。 また、委託期間内においては、コールセンター設置期間終了後であっても対象者からの通知内容への問い合わせ等については受託者にて対応いただくことを想定しております。
7	【仕様書】 5 事業内容 (1) ケ 事業効果の評価	今年度の通知発送に対するレセプトデータでの効果検証は、ご提供いただける各種レセプトデータの期間から、10月末診療分までという認識でよろしいでしょうか。 また、仕様書内記載の8月末に通知をお送りした場合、対象者様の行動変容を観察できる期間は9,10月の2ヶ月間の認識でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
8	【仕様書】 5 事業内容 (1) コ 報告書の作成 5 事業内容 (2) イ (ク) (1) オ (イ) のアンケート調査分析	当該箇所に「オ (イ)」との記載がございしますが、仕様書内では「オ (イ)」の記載が確認できませんでした。「オ (イ)」についてご教示ください。	「5 事業内容」において、仕様書には、オ (イ) の記載はありませんので、「5 事業内容 (1) コ 報告書の作成」の文中の「(オ(イ)のアンケート調査を除く)」及び「5 事業内容 (2) イ (ク)」を削除とし、仕様書を修正させていただきました。
9	【仕様書】 5 事業内容 (2) イ 分析結果をまとめたリストおよびレポート作成	レポートについてページ数の下限/上限はありますでしょうか。	ページ数の下限/上限はございませんが、分析結果をまとめるのに十分なページ数で作成いただくこととなります。
10	【仕様書】 5 事業内容 (2) ウ 市町村への個別支援	令和7年度に本事業にて選定された5市町村について、具体的にどの市町村でしょうか。 また、5市町村が選定された理由についてもご教示ください。	選定した5市町村は、豊橋市、刈谷市、長久手市、武豊町、あま市です。 その理由は、市町村の参加希望や後発医薬品使用状況、医療圏等を勘案の上、上記5市町を選定しました。

「保険薬局を活用した服薬適正化事業」に係る質問及び回答

愛知県保健医療局健康医務部
国民健康保険課国保運営グループ

No.	質問にかかる仕様書等の項目 ・ページ等	質問内容	回答
11	<p>【仕様書】 5 事業内容 (2) ウ 市町村への個別支援</p>	<p>各市町村に対する具体的な支援内容に関する費用は本事業の委託費の範囲内での対応となりますでしょうか。</p> <p>また、各市町村に対する具体的な支援結果の報告や効果検証は本事業に含まれないということでしょうか。</p>	<p>各市町村に対する個別支援に関する費用について、本事業の委託費の範囲はお見込みのとおりです。</p> <p>また、各市町村に対する具体的な支援結果の報告や効果検証も本事業の範疇となりますが、報告や効果検証の方法等は契約後に本県と協議の上で決定することを想定しております。</p>
12	<p>【仕様書】 5 事業内容 (3) セミナーの実施</p>	<p>実施回数・規模感（参加者数の目安）、また開催形式（対面/オンライン等）について、現時点での想定はありますか</p>	<p>現時点では実施回数は1回を想定しておりますが、実施回数、開催形式とも、契約後に本県と協議の上で決定することとなります。</p> <p>なお、令和7年度の本事業において、後発医薬品使用率向上事業の一環として開催した分析結果報告会は対面とオンラインのハイブリッド方式で開催し、当日の参加団体数は32団体、参加者数は42名でした。</p> <p>また、報告会の内容は、後日オンデマンド配信を行い、オンデマンド配信視聴回数は延206回でした。</p>